

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	景観地区内に定められた建築物の高さの最高限度又は最低限度の許可	
根拠法令・条項	建築基準法第68条第1項第2号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	<p>本市には、当該許可に係る「景観地区」がなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	